

京都市立看護短期大学の教育資源の承継に係る基本協定書

京都市（以下「甲」という。）及び学校法人育英館（以下「乙」という。）は、乙が、京都市立看護短期大学（以下「看護短大」という。）の教育資源を承継して設置する保健師助産師看護師法第21条第1項に規定する大学（以下「承継大学」という。）の設置及び運営に関し、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 承継大学を京都市内に設け、医療の高度化及び専門化に対応できる看護職員養成のための高度な教育環境を提供し、もって質の高い看護職員の養成と市内医療機関への看護職員供給の充実に資するものとする。

（承継大学の概要）

第2条 承継大学の概要は、次の各号に掲げるとおり予定する。

- (1) 設置主体 乙又は乙が母体となって新たに設立する学校法人
- (2) 名 称 京都看護大学（仮称）
- (3) 所 在 京都市中京区壬生東高田町（現看護短大の敷地の一部）
- (4) 建 物 乙において新築
- (5) 開設時期 平成26年4月
- (6) 入学定員 80名
- (7) 取得可能資格 看護師の受験資格

（教育内容）

第3条 承継大学の教育内容は、看護短大から承継する教員を中心に構築し、歴史と伝統に培われた看護短大の教育的蓄積を反映させたものとする。

2 臨地実習の一部は、長年にわたり築かれた看護短大と京都市立病院の協力関係を引き継ぎ、同病院で実施する。

（承継する教員の待遇）

第4条 乙は、本人が希望しない場合を除き、原則、看護短大のすべての教員（医師を除く。）を承継大学の教員として採用する。

2 承継大学の初代学長又は学部長は、看護短大の学長を充てる。

3 看護短大から承継した教員の給与は、看護短大における給与を下回らないものとする。

（図書及び備品）

第5条 甲は、看護短大の廃止後において、第1条に定める目的の達成に向け有効に活用されるよう、乙に対し、看護短大の図書及び備品を譲渡する。

2 図書及び備品は、適正な価格による有償譲渡とし、その価格は、甲の定める基準によるものとする。

（奨学金制度）

第6条 乙は、承継大学の学生を対象とする奨学金制度を創設するとともに、これとの併用を利用の条件とする甲の「京都市看護師修学資金融資制度」の適用が受けられるよう制度を整備する。

(土地の貸付)

第7条 甲は乙に対し、承継大学の校舎等の設置用地として看護短大の土地の一部を貸し付ける。

2 貸付の手続及び貸付料は、京都市公有財産及び物品条例並びに京都市公有財産規則等の関係規定に従うものとする。

(事業の継続)

第8条 乙は、承継大学の設置の日から20年間以上、承継大学の運営を継続しなければならない。ただし、あらかじめ甲と協議し、その承諾を得た場合はこの限りでない。

(経費の負担)

第9条 承継大学の設置に係る経費は、乙が負担するものとする。

(法令遵守及び地域との良好な関係の構築)

第10条 乙は、承継大学の設置及び運営に当たっては、法令を遵守するとともに、地域との良好な関係の構築に努めるものとする。

(京都市保健福祉行政との連携協力)

第11条 乙は、承継大学の運営に当たり、看護師の確保をはじめとする甲の保健福祉行政との連携協力を図るものとする。

2 甲及び乙は、連携協力のための協議機関を設けるものとする。

(損害賠償)

第12条 甲及び乙は、甲又は乙の責めに帰すべき事由について故意又は重大な過失があり、予定どおり承継大学の設置ができないことにより損害等が生じた場合においては、互いに損害賠償等を請求することができるものとする。

(詳細の決定)

第13条 承継大学の設置に当たり、本協定書に定める各事項の詳細については、甲乙協議のうえ別途定めるものとする。

(その他)

第14条 本協定書に定めのない事項及び疑義については、甲乙協議のうえその解決を図るものとする。

この基本協定を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年6月4日

甲 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
京都市
代表者 京都市長 門川 大作

乙 住所 京都市伏見区深草鞍ヶ谷45-5
学校法人育英館
代表者 理事長 松尾 英孝